

2026年度 子どもの笑顔はぐくみプログラム募集要項

(四国・関西地方対象)

～四国・関西の子どもたちのために活動されている皆さまを応援します！～

【はじめに】

子どもたちが毎日を安心して過ごし、「ここに来るとほっとする」と思える場所が地域の中にあることは、とても大切なことだと私たちは考えています。

一方で、家庭や学校、地域とのつながりの中で、不安や孤立を抱えている子どもたちも少なくありません。そうした子どもたちに寄り添い、居場所づくりや見守り活動、学びや体験の機会づくりなどに取り組まれている皆さまの活動は、地域にとって欠かせない存在です。

本助成金は、四国・関西地方で子どもたちを支える活動を行う法人・団体の皆さまを応援し、子どもたちの笑顔や未来につながる活動を後押しすることを目的として実施します。

【助成金の目的】

本助成金は、地域の子どもの子どもたちが安心して過ごし、人とのつながりやさまざまな経験を通して健やかに成長できる環境づくりを支援することを目的としています。

子どもの居場所づくり、児童虐待防止、不登校支援、障がい児支援、地域交流活動など、子どもを取り巻くさまざまな課題に向き合う法人・任意団体に対し、活動資金の一部を助成します。

また、助成を通じて活動の輪が広がり、地域の中で子どもたちを支える新たなつながりや理解が生まれることも期待しています。子どもたち一人ひとりが、自分らしく未来へ歩んでいける地域社会づくりにつながることを願っています。

募集要項

■ 助成対象となる活動分野

子どもの健全な育成を支援する次のような活動

- (1) 子どもの安全・安心な居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）に関する活動
- (2) 不登校・ひきこもり等の子どもの訪問支援、学習支援・自立支援に関する活動
- (3) 児童虐待防止に関する活動（子どもの心のケア、里親活動など）
- (4) 自立援助ホームなど、義務教育を終了した青少年への支援活動
- (5) 特別な支援を要する子ども（身体障害、発達障害、知的障害）の発育・発達・教育等への活動
- (6) 難病の子どもを支援する活動

■ 助成対象者

四国4県（徳島・香川・愛媛・高知）または関西2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県）に本拠地（主たる事務所の所在地）があり、社会福祉の振興に寄与する事業を行う営利目的としない次の法人または団体。

- ・一般法人（法人税法上の非営利型法人の要件を満たす一般社団法人・一般財団法人）
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）

- ・ボランティア団体、市民活動団体など非営利かつ公益に資する活動を行う任意団体（メンバー3名以上で活動していること）

助成の対象外は「[募集要項に関する注意事項](#)」をご確認ください。

■ 助成金額

助成総額はA・B・Cあわせて2,400万円を予定しています。

申請する活動内容に応じてご選択ください。

A 継続事業助成コース：1団体あたり上限50万円／30団体程度（概算払い）

原則として既存事業の充実や事業の継続を目的とした助成金です。新規事業でも活動が小規模あるいは希望金額が少額であればこちらを選択できます。

B 事業発展助成コース：1団体あたり上限80万円／8団体程度（概算払い）

他の団体や地域に波及が期待できる活動あるいは緊急的に取り組まなければならない活動など、多角化・新展開につながる取り組みへの助成金です。また、本助成金では、地域で活動する団体等と連携し、それぞれの強みを生かしながら地域における社会課題解決を目指す取り組みに関して、積極的に評価します。

C スタートアップ助成コース(任意団体対象)：1団体あたり上限20万円／13団体程度（概算払い）

本年度の助成事業では、設立初年度（設立から1年以内）の運営資金として助成いたします。

※当法人から助成金を受給している法人・団体は、事業完了報告書（活動途中の場合は中間報告）を当財団に必ず提出してください。

※過去に連続して当法人の助成金を受給している場合、採択の優先度は低くなります。

■ 助成対象経費

助成対象となる経費の項目（勘定科目）は下記のとおりです。

申請書への記載方法は「申請書記入における注意事項」の[「9. 申請金額の内訳」](#)をご覧ください。また、助成対象外の経費は[「募集要項に関する注意事項」](#)をご確認ください。

勘定科目	内容
諸謝金 【条件あり】	①外部講師、出演者、指導者に対する謝金（団体メンバーへの支給は対象外） 1日あたり上限 10,000 円/人。1 時間あたり 5,000 円以下でご記入ください。 ②申請する活動に従事するボランティアへの謝金（団体メンバーへの支給は対象外） 1日あたり上限 8,000 円/人。1 時間あたり 1,000 円以下でご記入ください。 なお、これら諸謝金の申請額合計は、助成申請金額全体の 30%以内としてください。
旅費交通費	申請する活動に必要な旅費や交通費（高速代・ガソリン代含む）
消耗品費	申請する活動に必要な物品（用紙、文具、封筒、インクカートリッジ、調理器具等）、食料代等
備品費 【条件あり】	※申請の際は、見積書または購入サイト情報等の関連資料をご提出ください。 防災対策、安全対策、防犯対策、防音対策等 子どもの知育・学習等に直接利用する電子機器等 子ども用の遊具・玩具（ゲーム機除く）・家具 障がいのある子ども向けの自助具、車椅子等 その他、申請する活動の実施に必要な備品
印刷製本費	教材・しおり・報告書等の作成にかかるコピー代、印刷製本代
広告宣伝費	申請する活動の実施に関連するチラシ、パンフレット、立て看板等の作成、広告掲載料
通信運搬費	申請する活動にかかる切手やハガキの購入、メール便・宅配等の送料、荷造り費
図書費	申請する活動の実施に必要な図書・資料の購入費等
備品賃借料	レンタカー費用、イベント用資材等
施設利用料	会議室利用料、イベント会場費等
保険料	申請する活動の実施に関連する傷害保険、賠償責任保険、動産総合保険
水道光熱費	無料または低額で運営される子ども食堂、学習支援・生活支援などの居場所づくり事業や、虐待・養育放棄等により子どもを一時的に受け入れるシェルターの運営に必要な水道光熱費を対象とします。
施設改修費 【条件あり】	※申請の際には、見積書をご提出ください。 施設の有効活用やサービス対象者の拡大、多機能化、地域における居場所・支援拠点づくり等を目的として行う、建物や設備の修繕・改修費用を対象とします。 なお、本助成金の趣旨に沿った内容に限ります。

■ 応募期間

2026年7月13日（月）～2026年8月28日（金）

■ 助成対象となる活動の実施期間

2026年12月1日（火）～2027年12月31日（金）

■ 必要書類

- (1) 定款【任意団体の場合は会則等をご提出ください】
- (2) 直近の貸借対照表【任意団体は提出不要】
- (3) 直近の損益計算書（活動計算書）【任意団体は提出不要】
- (4) 直近の事業報告書
- (5) 本年度の事業計画書及び予算書（「本年度」は貴団体における今期事業年度を指します）
【任意団体は事業計画書のみご提出ください】
- (6) 活動紹介資料（パンフレット、チラシ、SNS ページのコピー等、活動が分かる資料をご提出ください。）
- (7) 助成申請書（団体概要①・②および応募企画書） ※ホームページよりダウンロードしてください。）

必要書類	法人	法人 設立初年度※	任意団体	任意団体 Cコース※
(1) 定款・会則等	必要	必要	必要（会則等）	必要（会則等）
(2) 直近の貸借対照表	必要	不要	不要	不要
(3) 直近の損益計算書（活動計算書）	必要	不要	不要	不要
(4) 直近の事業報告書	必要	不要	必要	不要
(5) 本年度の事業計画書及び予算書	必要	必要	必要 （事業計画書のみ）	必要 （事業計画書のみ）
(6) 活動紹介資料	必要	必要	必要	必要
(7-1) 団体概要① 共通資料	必要	必要	必要	必要
(7-2) 団体概要②	必要	必要	必要	必要
(7-3) 応募企画書	必要	必要	必要	必要

※「法人（設立初年度）」は、設立から1年以内の法人を対象とします。

※Cコースは、設立初年度（設立から1年以内）の任意団体を対象とした助成コースです。

■ 選考基準

A・B・Cコース共通の審査

- (1) 活動内容が具体的であり、実現可能な計画となっているか
- (2) 子どもたちや地域に対して、期待される効果があるか
- (3) 活動内容に対して、費用や予算計画が適切であるか
- (4) 助成終了後も継続的な活動が見込まれるか

(5) 活動に対する熱意や継続への意欲があるか

Bコースについては、上記(1)～(5)に加え、事業内容や予算計画が具体的かつ実現可能なものとなっているか、活動の達成目標が明確であるかを重視して審査を行います。

また、助成事業を通じて、地域への広がりや他団体との連携、新たな支援や活動につながる可能性があるかについても総合的に確認します。

■ 選考結果

11月初旬、代表者宛てに郵送いたします。

なお、選考の過程及び内容についてはお伝えできませんので予めご了承ください。

応募の流れ

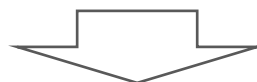
応募(エントリー)

- ・当財団ホームページの子どもの笑顔はぐくみプログラム応募フォームに必要事項を入力してください。
 - ・入力内容を確認後、送信ボタンをクリックし登録してください。
- ※この時点では仮エントリーの状態です。必要書類をご提出いただくことで正式な応募となりますのでご注意ください。



必要書類を準備

- ・必要書類に記載されている(1)～(7)をご準備ください。
- ・「助成申請書」は当財団ホームページよりダウンロードし作成してください。



申し込み期限までに必要書類を提出

- ・必要書類に記載されている(1)～(7)を当財団事務局までメールでご提出ください。助成申請書(団体概要及び応募企画書)は Excel 形式でお送りください。

提出先: 一般財団法人チャイルドライフサポートとくしま 事務局宛

Email: info@cls-tokushima.org

※お送りいただきました書類の返却はできませんので、資料は必ず保管してください。

※メールでの提出ができない場合は、当財団事務局までご連絡ください。

募集要項に関する注意事項

■ 助成の対象外

助成対象者の項目を満たしていても、以下に該当する場合は対象となりません。

- ① 営利を目的とする活動
- ② 直接的な宗教活動および政治活動
- ③ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とする活動
- ④ 反社会的勢力または密接な関係のある団体
- ⑤ 第三者に資金を交付することを目的とした活動

■ 助成対象外の経費について

下記の経費は、助成の対象外となります。

- ① 他の法人および団体への助成
- ② 団体の役員や職員、また、生計を一にする配偶者等の親族への謝金
- ③ 人件費（諸謝金を除く）
- ④ 会議費（会議の際の飲食費、講師の弁当代等）
- ⑤ 接待交際費
- ⑥ 水道光熱費（子どもの居場所等の運営に必要な水道光熱費は除く）
- ⑦ 管理業務に使用するパソコンやコピー機など
- ⑧ 使途が定められていない次期繰越金などの余剰金
- ⑨ 団体事務所や居場所に係る地代家賃

■ 活動終了後の報告書提出

申請された活動の終了後2か月以内に「活動助成報告書」「助成金使途内訳表」「活動実施報告書」「領収書等支払いを証明する書類」「活動結果が十分把握できるもの（写真やパンフレット）」を当財団に提出していただきます。提出書類のフォーマットは、ホームページに掲載いたしますので各自ダウンロードいただきメールにてご提出ください。

■ その他

- ① 助成申請金額は、社会通念上、妥当と認められない場合には交付の際に助成金額を調整することがあります。
- ② 助成金の選考に際し、代表者及び連絡責任者の方にヒアリングさせて頂くことがありますのでご協力をお願いいたします。
- ③ 採択された際には、当財団と金額等を定めた覚書を取り交わすとともに当財団が定めた助成金交付規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。
- ④ 必要な手続きが完了次第、11月末にご指定の口座に全額交付いたします。また、助成金が適用される支出は当財団が助成金を交付した日以降に発生したものととなります。
- ⑤ 助成金は申請団体名義の預貯金口座へ振り込みます。（申請団体名義の預貯金口座がない任意団体においては、個人名義の預貯金口座に振り込みいたします。）

- ⑥ 申請された活動の実施期間中、進行状況をフォローアップさせていただくことがありますのでご協力をお願いいたします。
 - ⑦ 財団が、事務局として受領した申請書類、申請事業の進行状況に関する報告、申請事業完了報告書等は、事務局内で共有されるとともに、審査選考のため当財団の役員及び評議員に共有されます。
 - ⑧ 事務局が本助成事業の実施に際して収集した個人情報等は、当該事業に関する事務手続きのみに利用します。また、助成が決定した際には、当財団のホームページ及びパンフレットに法人名・事業名等を紹介させていただきますので予めご了承ください。
- 個人情報漏洩防止に努めて適切に管理し、財団が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

申請書記入に関する注意事項

1. 「申請書」の記入
 - (1) 記入の不備や未記入欄がある場合、助成審査の対象外となりますので、申請書のご記入内容を十分確認された後、ご提出ください。
 - (2) 項目の高さを変更する場合には、「助成申請書（Excel 形式）」をご使用ください。
2. 「団体名」は正式名称をご記入ください。
3. 「連絡責任者」について
連絡責任者は会計または活動全体の運営実務者の方が望ましく、当財団との連絡窓口は代表者または連絡責任者を原則とします。
4. 「電話」は日中、連絡が取れる電話番号をご記入ください。「Email」がある場合は、必ずご記入ください。
5. 「設立年月」は、法人は登記年月、任意団体は団体が発足し活動を始めた年月をご記入ください。
6. 「当財団を含めた過去の助成実績」は、他の財団、社会福祉協議会、共同募金会及び市区町村等からの助成を、直近の助成実績を優先してご記入ください。
7. 「応募企画書」は、助成金審査に関わる重要な参考資料となります。
助成対象期間における具体的な活動内容（地域、活動頻度、支援対象者等）、社会的背景や課題、期待できる成果、活動への熱意をご記入ください。
8. 「申請金額」
 - (1) Aコース50万円、Bコース80万円、Cコース20万円を上限に千円単位でご記入ください。
 - (2) 金額は消費税込の金額をご記入ください。
9. 「申請金額の内訳」
 - (1) 「勘定科目」の欄には、「諸謝金」「旅費交通費」「消耗品費」「備品費」「印刷製本費」「広告宣伝費」「通信運搬費」「図書費」「備品賃借料」「施設利用料」「保険料」「水道光熱費」「施設改修費」の中から選択し、ご記入ください。なお、上記の勘定科目以外の申請は受け付けておりませんのでご注意ください。
 - (2) 「内容」の欄には、使用する費用の内訳（商品、単価、数量等）を具体的にご記入ください。
 - (3) 「備品費」を申請される場合は、見積書やそれに代わる情報（購入するサイトの情報）をご提出ください。
10. コメント欄（任意団体のみ）
中間支援組織（NPOセンターなど）、社会福祉協議会、ボランティアセンターの職員の方にコメントを記入いただくようお願いいたします。